

2021年(令和3年)

7/10

No. 1227

# 東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人  
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8  
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報G)

《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

## 東ト協 3年度 第2回 理事会



東京都トラック協会(浅井隆会長)は7月6日、新宿区の京王プラザホテルで、令和3年度第2回理事会(Web併用)を開催し、常任理事(1氏)選定および評議員委嘱(3氏)を行った。また報告事項として、浅井会長をはじめ各副会長が、担務の委員会などにおける取り組み状況を説明するとともに、今後の方針を表明した。

## 長時間労働改善などに向け 「標準的な運賃」の届出を

同日の理事会は、今年度通常総会(6月23日)開催後、最初の理事会であることから、正副会長が今後の協会事業や施策推進に当たっての方針などを説明した。浅井会長は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症が企業経営に大きな影響を及ぼしていることから、会員事業者の安定的な事業運営を確保するため「金融支援策に関する情報提供や独自の利子補給制度などを実施したほか、事業継続や雇用維持に関するサポート体制を強化してきた」と説明。引き続き、コロナ禍克服に向けた取り組みを推進する方針を示した。さらに、喫緊の課題と

して、時間外労働上限規制(年960時間以内)適用に向けた長時間労働の改善を挙げ、その抑制に取り組むには原資となる「再生産可能な運賃・料金の収受が欠かせない」と指摘。

その収受実現に向けて、昨年4月に告示された「標準的な運賃」の届出を積極的に行うよう求めるとともに、東ト協として原価を反映した運賃表の作成や運賃交渉の方法に関するセミナーなどを開催し、「適正な運賃・料金を収受できる取引環境づくりに取り組む」と強調した。

このため、セミナーなどに加えて、東ト協独自の取り組みとして、7月

から各支部で「標準的な運賃」の勉強会を単独または複数支部合同で順次開催し、取り組みを促進する。

このほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に備え、会員に対し、交通規制をはじめとした各種

海事協会 3年度

## 「働きやすい職場認証」 「1つ星」を対象に受付

申請期間 7月21日～9月21日

国土交通省創設の「働きやすい職場認証制度」(正式名称「運転者職場環境良好度認証制度」)について、認証実施団体の日本海事協会は、令和3年度の申請受付を行う。受付期間は7月21日から9月21日まで。

同制度は、トラック運送業者など自動車運送事業者を対象に運転者の労働条件や労働環境を評価・認証するもの。初年度の

令和2年度はまず「1つ星」を対象に申請受付を行い、認証した。今年度も引き続き、制度の浸透を図り基本的な取り組みを広く徹底する観点から、「1つ星」に限定して申請受付を行う。

対象事業者は、運送事業許可の対象となつていないトラック事業者(第二種貨物利用運送事業者を含む)などの自動車運送事業者。

認証費用は、審査料が5万円(電子申請の場合3万円)で、複数営業所(本社を除く)を申請対象とする場合、1か所当たり3,000円を加算。また登録料は6万円(複数営業所)を申請する場合、1か所当たり5,000円を加算。

認証事業者は審査の上、来年2月21日に日本海事協会ホームページ(HP)で公表する予定。申請書は、令和6年3月31日まで。申請案内書など詳細は、同協会HPを参照東ト協の同制度助成事業など関連記事3・4面掲載。

政府は7月8日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都に対し、4度目となる「緊急事態宣言」を発令することを決めた。また沖縄県に対する同宣言、および首都圏の埼玉・千葉・神奈川各県と大阪府の4府県に対する「まん延防止等重点措置」をそれぞれ延長する。実施期間はいずれも7月12日から8月22日まで。

東ト協

## 警視庁交通部へ要望 駐車場所さらに拡充を

東ト協は7月1日、警視庁の直江利克交通部長あてに要望書「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に関する要望について」を提出し、今後さらなる駐車場所・スペースの拡充を要請した。

同日は物流政策委員会の原島藤壽委員長(副会長)をはじめ、駐車問題検討小委員会の佐藤克典委員長や小林秀男委員など、

東ト協は7月1日、警視庁の直江利克交通部長あてに要望書「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に関する要望について」を提出し、今後さらなる駐車場所・スペースの拡充を要請した。

同日は物流政策委員会の原島藤壽委員長(副会長)をはじめ、駐車問題検討小委員会の佐藤克典委員長や小林秀男委員など、

物自動車を対象とした時間制限駐車区間規制など規制の見直し。警視庁は今年4月に、令和2年度の規制見直し分として、貨物集配中の車両専用駐車スペースを都内49か所(67枠)に設置し、令和元年度の見直し分と合わせて、計101か所(145枠)に拡大した。

しかし、都内では依然として集配車両の駐車場所が不足しており、会員事業者はその確保に苦労している状況にある。このため物流政策委員



酒林課長に要望する原島副会長(左から2番目)、佐藤氏(右端)、小林氏(左端)

会では今回、さらなる駐車場所・スペースの拡充について要望したもの。要望書には昨年実施したアンケート調査結果を踏まえ、具体的に新設・増設を要望する120か所の一覧表を添付して、その設置実現を要請した。

一方、警視庁からは駐車時間(20分以内)などを遵守するよう求められたことから、改めて徹底を図ることとしている。

## 東京都「貨物輸送評価制度」 3年度

東京都は6月29日、令和3年度「貨物輸送評価制度」の評価取得事業者と、5年連続評価取得事業者を公表した。今年度の評価事業者は366社(前年度比20社増)で、過去最高となった。

このうち、東ト協会員事業者は320社(同14社増)で、評価事業者全体の9割近くを占めている。また東ト協会員のうち、グリーン・エコプロジェクト(GEP)参加(72社)、準二つ星

事業者が310社(同12社増)と、評価取得の会員全体の約97%を占め、引き続き燃費水準が高いレベルにあることを示した。

今年度の評価結果(カッコ内は東ト協GEP参加事業者)は、三つ星26社(19社)、準三つ星58社(53社)、二つ星94社(72社)、準二つ星

## 東ト協会員が320社

全体の約9割を占める

また、5年連続で評価を取得した事業者は30社で、環境対策に継続的な取り組みに取り組んだ優秀事業者として表彰した。このうち、特に高い評価(星数を継続している4社を最優秀事業者に決定した。

同制度は、貨物自動車運送事業者(緑・黒ナンバー事業者)のエコドライブなどによる日常的な取り組み努力を、実走行燃費により5段階で評価するもの。都が自動車排出のCO2削減を推進する仕組みとして、平成24年度から導入し実施している。

なお、東ト協は7月12日、新宿区の京王プラザホテルで「東京都貨物輸送評価制度評価セレモニー」を開催し、評価事業者・最優秀事業者の表彰を行う(評価取得事業者、および最優秀・優秀事業者名の一覧は7月25日号に掲載)。

## 紙面あんない

国交省など、官民で物流標準化懇談会  
東ト協、令和元年度決算版「経営分析」  
陸災防東京都支部会、3年度通常総会  
東京2020大会、交通対策実施へ  
全ト協、通常総会で坂本会長再任

2 4 5 6 7

古紙バブル含有率80%再生紙を使用





た。喪主は長男、敬幸氏。

## 陸災防 東京都支部会

陸上貨物運送事業労働  
災害防止協会東京都支部  
(第57回)通常総会(代議  
会)は6月23日、中央区の  
員会/We b併用)を開



催し、2  
年度事業  
報告・収  
支決算と  
3年度事  
業計画・  
収支予算  
役員およ  
び代議員  
の異動な  
どについ  
て審議・  
した。

承認した。

総会では冒頭、浅井隆  
会長(東京都トラック協  
会)があいさつし、「死  
亡災害のうち交通事故  
の占める割合が高く、死  
傷災害では荷役作業での  
災害が約7割を占めてい  
る。このため荷役作業安  
全ガイドラインの周知・  
徹底を図り、労働災害防  
止に努めている。引き続  
き、一層のご尽力をお願  
いしたい」と述べた。

今年度事業計画では、  
次の5項目に重点に置き  
て、労災防止活動を展開  
する。

- ①「陸上貨物運送事業  
労働災害防止計画」を基  
本として、安全衛生管理  
体制の確立を図るととも  
に、安全衛生活動などの  
効果的な推進を図る
- ②「荷役作業の安全対  
策ガイドライン」の周知  
に努め、荷役運搬作業で  
の労災防止の徹底を図る
- ③「交通安全衛生教育を  
実施し、その受講促進を  
図る
- ④「腰痛予防対策指針」の  
周知を図る
- ⑤法令に基づく技能講  
習の実施により、資格の  
取得促進を図るととも  
に、各種安全衛生教育を  
実施し、その受講促進を  
図る

## 効果的に安全衛生活動 荷役・交通労災防止へ

これら事項への取り組  
みを推進し、東京都トラ  
ック協会および東京労働  
局など関係機関と連携  
し、労災防止の徹底に取  
り組む方針。

## 運行・整備管理者 優良模範者を表彰

提出期限  
関運局  
7月30日  
東運支局  
8月27日

### ◎運行管理者表彰

〈対象者〉

関東運輸局と東京運輸  
支局は11月に、陸運関係  
運行管理者・整備管理者  
の局長・支局長表彰をそ  
れぞれ行います。会員事  
業所における各表彰の該  
当者については、所属支  
部を通じて、東ト協本部  
に推薦してください。

推薦締め切り日は、関  
運局長表彰が7月30日、  
東運支局長表彰が8月27  
日まで(いずれも必着)。

なお、各表彰の推薦は  
それぞれ1社につき1人  
とし、対象者は東京都内  
の営業所に勤務している  
者に限ります。

### 【関東運輸局】

格事由がない者  
①運転者による道路交  
通法第108条の34によ  
り通報のあった事故およ

び違反について、運行管  
理上、最も責任のある者

②運転者が明らかに第  
一当事者の自動車事故報  
告規則第2条に規定する  
事故について、運行管理  
上、最も責任のある者

※「責任のある者」と  
は運行開始時の点呼や指  
示を行った者、自動車事  
故報告書の運行管理者欄  
に記載の者を指す

③運行管理者資格証の  
返納処分などを受けたた  
者、または受けるおそれ  
のある者

(2)平成28年4月1日  
を起算日として、次の欠  
格事由がない者

④当該営業所が行政処  
分などを受けた場合、ま  
たは受けるおそれがある  
場合

### ◎整備管理者表彰

〈対象者〉

(1)整備管理者として  
運輸支局長の表彰を受け  
てから5年以上経過した  
模範者で、15年以上にわ  
たり業務に精励し、整備  
管理者の業務を適確に実  
施し、勤務状態が優良な  
者。ただし、直近10年間  
は同一事業所に継続して  
勤務していること(連続  
15年勤務でない場合も推  
薦可)

③整備管理者の解任処  
分を受けた者、または受  
けるおそれのある者

(2)平成28年4月1日  
を起算日として、次の欠  
格事由がない者

④当該営業所が行政処  
分などを受けた場合、ま  
たは受けるおそれがある  
場合

## 所属支部を通じて推薦

## 陸運関係従事者表彰 基準該当者の推薦を

者は、現事業所・団  
体(統合・分割期間  
を含む)に引き続き、  
満10年以上勤続して  
いること

東運支局長表彰が8月27  
日まで(いずれも必着)

### 【関東運輸局】

◎陸運及び観光関係従  
事者表彰

〈対象者〉

①貨物自動車運送事業  
の業務(総務・経理・営  
業など)に従事し、運輸  
支局長の表彰を受けた模  
範者で、3年11月1日(基  
準日)において満30年以  
上勤続している年齢50歳  
以上の者

②前記の①に該当する  
反について、運行管理上、  
最も責任のある者

②運転者が明らかに第  
一当事者の自動車事故報  
告規則第2条に規定する  
事故について、運行管理  
上、最も責任のある者

※「責任のある者」と  
は運行開始時の点呼や指  
示を行った者、自動車事  
故報告書の運行管理者欄  
に記載の者を指す

③運行管理者資格証の  
返納処分などを受けたた  
者、または受けるおそれ  
のある者

(2)平成28年4月1日  
を起算日として、次の欠  
格事由がない者

④当該営業所が行政処  
分などを受けた場合、ま  
たは受けるおそれがある  
場合

(2)平成28年4月1日  
を起算日として、次の欠  
格事由がない者

④当該営業所が行政処  
分などを受けた場合、ま  
たは受けるおそれがある  
場合

## 所属支部を通じて推薦

◎陸運関係従事者表彰  
基準該当者の推薦を

### ◆各表彰の提出書類

①履歴書、②在職証明  
書、③自認書、④企業の  
規模および事業概況、⑤  
戸籍抄本、⑥無事故無違  
反証明書、⑦運転記録証  
明書(5年間)

※①④の書式は東ト  
協ホームページからダウ  
ンロード可能

※⑥⑦は自動車安全運  
転センターから取得(有  
料)。運転免許証を有し  
ない者は③にその旨を記  
入すること

※提出書類は各1部  
(A4判・横書き/裏白・  
クリップ止め/ホチキス  
で綴じないこと・ワー  
プロ印刷)

※①④の書式は東ト  
協ホームページからダウ  
ンロード可能

※⑥⑦は自動車安全運  
転センターから取得(有  
料)。運転免許証を有し  
ない者は③にその旨を記  
入すること

※提出書類は各1部  
(A4判・横書き/裏白・  
クリップ止め/ホチキス  
で綴じないこと・ワー  
プロ印刷)

※①④の書式は東ト  
協ホームページからダウ  
ンロード可能

※⑥⑦は自動車安全運  
転センターから取得(有  
料)。運転免許証を有し  
ない者は③にその旨を記  
入すること

※提出書類は各1部  
(A4判・横書き/裏白・  
クリップ止め/ホチキス  
で綴じないこと・ワー  
プロ印刷)

### ◆各表彰の提出書類

◎陸運関係従事者・  
整備管理者・整備管理  
者表彰に関する問い合  
わせ先 東ト協各支部  
または本部総務部総務  
G(03・33359・6  
252)

## 東京2020大会

## 交通対策実施へ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(オリンピック7月23日～8月8日/パラリンピック8月24日～9月5日)開催に伴い、開催直前を含めた7月19日～9月5日(8月10～23日を除く)の間、東京都内を中心に交通量を抑制し、円滑な交通環境を確保するための交通対策・規制が行われる(開・閉会式時の規制は別掲)。

## ◎聖火リレー中止

7月9日から都内で予定されていた公道でのオリンピック聖火リレーは中止(島しょ地域を除く)されたことから、これに伴う聖火リレーの走行ルート周辺

主な対策としては、交通量の抑制と平準化などを図るための交通需要マネジメント

高速入口閉鎖や車線規制  
一般道で優先レーンなど開・閉会式時に  
都内で交通規制

よび首都高速道路を中心として、都内で大規模な交通規制が行われる

8月24日(火)15時～21時30分  
9月5日(日)13時～20時

## ◎選手村周辺

7月23日(金)16時～21時30分  
8月8日(日)14時30分～20時  
8月24日(火)15時～21時30分  
9月5日(日)13時～20時

## ◎首都高速道路

7月23日(金)17時30分～25時30分  
8月8日(日)15時30分～24時30分  
8月24日(火)15時30分～26時30分  
9月5日(日)14時30分～26時

## ◎オリンピックスタジアム周辺

7月23日(金)16時～25時30分  
8月8日(日)14時30分～24時30分  
8月24日(火)15時30分～26時30分  
9月5日(日)13時～26時

## ◎国会周辺

7月23日(金)16時～22時30分  
8月8日(日)14時30分～20時30分

※これら以外にも、大会期間中は継続した交通規制などが実施される。これに伴い、大会組織委員会などでは交通規制に関するリーフレット(本号に同封)を作成・配布し、迂回通行などに協力をお願いしている。

オリンピック期間中の高速道路における  
TSM実施対象箇所(東京都心)

優先レーンはピンクの破線で表示

本線車線規制、JCT(ジャンクション)部での方向別規制などを行う。



高速入口閉鎖など実施箇所のQRコード

一般道でも、大会関係車両などの専用通行帯(専用レーン)を設定するほか、駐車対策、信号調整、車両通行禁止などの規制を実施する。高速入口閉鎖などの実施箇所は次のQRコードを参照。



会場周辺交通対策QRコード

関連施設を取り囲む、原則2車線以上の道路で囲まれたエリア(トラフィックペリメーター)を設定し、通過交通の進入を抑制し、エリア外側への迂回通行を促す。会場直近の道路では、車両通行禁止などの通行規制を実施する。会場周辺交通対策は次のQRコードを参照。

関交協  
オリジナル  
冊子健康起因事故  
防止マニュアル

運行管理者用

健康起因事故  
防止マニュアル

トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止  
関東交通共済協同組合

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。近年、運転者の健康状態に起因する事故が増加傾向にあることから、事故に至る前に健診結果等を活用し、運転中に発症に至るリスクをできるだけ低減する取り組みが必要と考え、マニュアルを作成しました。

運行管理者の皆様にご一読いただき、事故防止にご活用いただければ幸いです。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで  
TEL: 03-5337-1754  
MAIL: anzen@kankokyo.or.jp



●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●  
関東交通共済協同組合

## 「標準的な運賃」届出促進へ

### 坂本会長、浅井副会長など再任

全日本トラック協会は6月24日、港区の第一ホテル東京で、第98回通常総会および第191回理事会を開催し、令和2年度事業報告書や収支計算書などを承認するとともに、任期満了に伴う役員選任を行い、坂本克己会長を再任した。

坂本会長は総会あいさつで、「コロナ禍という厳しい局面にあっても、その上で「運送事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、トラック運送を維持していくためには、事業継続に必要なコストに見合った運賃・料



## 全ト協 第98回 通常総会

同日は総会を一時中断して理事会を開催し、会長・副会長・常任理事・理事長などの選任を行い、坂本会長を再任。また副会長には浅井隆氏(東京都トラック協会会長)をはじめ、工藤修二・庄子清一・小林和男・寺岡洋一・小丸成洋・眞鍋博俊・秋田進の8氏を再任し、中川才助氏(大阪府トラック協会会長)を新選したほか、理事長に榊野龍二氏を再任した。

同日は総会を一時中断して理事会を開催し、会長・副会長・常任理事・理事長などの選任を行い、坂本会長を再任。また副会長には浅井隆氏(東京都トラック協会会長)をはじめ、工藤修二・庄子清一・小林和男・寺岡洋一・小丸成洋・眞鍋博俊・秋田進の8氏を再任し、中川才助氏(大阪府トラック協会会長)を新選したほか、理事長に榊野龍二氏を再任した。

## グリーン物流表彰 対象事業を募集

国土交通省・経済産業省は7月から、令和3年度「グリーン物流優良事業者表彰」の対象事業を募集している。募集期間は8月27日まで。

荷主と物流事業者など複数事業者間のパートナーシップで実施される物流の改善策を通じ、CO<sub>2</sub>排出量削減など環境負荷低減や生産性向上など持続可能な物流体系の構築を実現した取り組みを表彰するもの。

特に優良な取り組みに「DX・標準化や物流構造改革表彰」を新設。新設の「物流DX・標準化表彰」の対象となる取り組みは、貨物集荷時などの手続きの書面化や倉庫な

馬渡雅敏・吉田修一・山口嘉彦・吉野雅山各氏を選定した。

また、総会では当面する諸案件として、「標準的な運賃」届出促進について報告。届出数が伸び悩んでいる状況にあることから、パンフレット「今すぐわかる標準的な運賃」や様式集などを活用して取り組みを促すと述べた。

経済産業省は令和3年度も引き続き、物流分野における新しいモビリティサービス(物流Maas)の推進に向けて、①「トラックデータ連携の仕組み確立」、②「見える化・混載・自動化等による輸配送効率化」、③「電動商用車活用・エネルギーマネジメントの導入ユースケース等」に係る検証」に関する実証事業を実施する。

## 「物流Maas」推進へ 輸配送効率化など実証事業

国土交通省・経済産業省は令和3年度も引き続き、物流分野における新しいモビリティサービス(物流Maas)の推進に向けて、①「トラックデータ連携の仕組み確立」、②「見える化・混載・自動化等による輸配送効率化」、③「電動商用車活用・エネルギーマネジメントの導入ユースケース等」に係る検証」に関する実証事業を実施する。

同省は人手不足など物流業界の現状と課題を踏まえ、令和元年度に有識者や商用車メーカー、荷主・運送事業者などで構成する「物流Maas勉強会」を設置。同勉強会が示した3つの方向性を

どの物流施設における自動化・機械化の導入、納品伝票・パレット規格・外装の標準化など。

一方「物流構造改革表彰」の対象となる取り組みは、リードタイムの延長や最低納品単位の取り決めなど商習慣の見直し、長時間労働の原因となっている検品作業や荷役の分離など。

12月に開催する「グリーン物流パートナーシップ会議」で、表彰式および取り組み内容の紹介が行われる予定。

応募要領など詳細は、同会議ホームページを参照。

## 第39回 通常総会

### 東京高速安協

## 浅井会長を再任 五輪・交通規制に協力

東京高速道路交通安全協議会(安協)は6月28日、東京総合会館で、第39回通常総会(Web併用)を開催し、令和2年度事業報告・収支決算と3年度事業計画・収支予算などを審議・承認した。

また任期満了に伴う役員改選を行い、浅井隆会長(東京都ト



浅井会長は総会あいさつで、「協議会のネットワークを通じて情報を共有し、高速道路交通の安全と円滑化に取り組んでいかなければならない。また、東京2020大会期間中の交通量削減を図るための情報提供を行うなど、大会の成功に協力していきたい」と述べた。

今年度事業計画では、会長をはじめ、水野功氏を宣言した。

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】  
令和3年度受験対策版

過去の問題の解説と  
実践模擬問題

定価 2,640円(税込)

令和3年版(7月刊行)

自動車六法

定価 7,700円(税込)

(株)輸送文研社 <柏林書房>  
TEL.03-3861-0291代 FAX.03-3861-0295

## 高速道の主要SAで Gマークをアピール

全日本トラック協会は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として、7月1日から31日までの1か月間、全国の高速道路・主要サービスエリア(SA)で、安全性優良事

全日本トラック協会は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として、7月1日から31日までの1か月間、全国の高速道路・主要サービスエリア(SA)で、安全性優良事

全日本トラック協会は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として、7月1日から31日までの1か月間、全国の高速道路・主要サービスエリア(SA)で、安全性優良事

全日本トラック協会は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関として、7月1日から31日までの1か月間、全国の高速道路・主要サービスエリア(SA)で、安全性優良事

# トラック運送業

## 労働管理のポイント

### 令和2年度

#### 「過労死等の労災補償状況」

NACマネジメント研究所 所長  
小林 弘和(社会保険労務士)

厚生労働省はこのほど、令和2年度「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

厚労省では年1回、過重な業務が原因で発症した脳疾患や心臓疾患、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数、および「業務上疾病」と認定し、労災保険給付を決定した支給決定件数などを取りまとめている。

なお、「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、またはこれらの脳血管疾患若しくは精神障害をいう」と定義されています。

「過労死等の労災補償状況」では、いわゆる「過労死に該当する」脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況、および「裁量労働制対象者に関する労災補償状況」に分けて、その内容を公表しています。

障害に関する事案の労災補償状況、および「裁量労働制対象者に関する労災補償状況」に分けて、その内容を公表しています。

#### (1) 脳・心臓疾患に関する労災補償状況

脳・心臓疾患に関する事案は、請求件数が784件で前年度比152件減、支給決定件数は194件で同22件減となり、全体としては改善がみられています。

#### (2) 精神障害に関する労災補償状況

精神障害に関する事案については、請求件数が2051件で同9件減、支給決定件数は608件で同99件増となっております。請求件数はわずかに減っているものの、支給決定件数は過去最高となっております。

#### (3) 裁量労働制対象者に関する労災補償状況

裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は1件、また精神障害の支給決定件数は6件で、すべて専門業務型裁量労働制対象者に関する支給決定でした。

#### (4) 運送業に関する留意点

運送業においては「脳・心臓疾患に関する事案」(いわゆる「過労死」)が大きな問題となっており、早急な取り組みが求められます。

#### まとめ

この原因をみると、運転者については、現在「36協定」の労働時間の延長時間の上限規制が適用除外となっており、改善基準告示に基づく労働時間の上限が適用されていることが関連しているものと考えられます。

#### 具体的には、①拘束時間

具体的には、①拘束時間が月間293時間の原則の上限において約100時間の労働時間の延長が可能、②拘束時間が月間320時間の特例の上限においては約127時間の労働時間の延長が可能であり、改善基準告示の拘束時間の限度を遵守していても、過労死の認定対象となってしまうこととなります。

#### 一方で運転者の高齢化

一方で運転者の高齢化が進み、40歳以上の割合が増加していることもあり、過労死リスクが大きくならざるを得ない状況にあります。

#### こうしたことを防ぐため

こうしたことを防ぐためには、①令和6年4月以降に適用される時間外労働の上限・年960時間以内をいち早く達成し、月80時間を超える時間外労働がないようにすること、②運転者の健康管理にこれまで以上に取り組みることが必要となります。

#### 過労死を発生させると

過労死を発生させると、行政処分の対象となる可能性が高く、事業の継続を危うくすることにもなりかねません。このため、企業の最重要テーマとして取り組みを行う必要があります。

### 道路貨物運送業

#### 請求・支給件数が最多

脳・心臓疾患

「過労死に該当する」脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況、メンタル不全に該当する「精神障害」に関する事案の労災補償状況、および「裁量労働制対象者に関する労災補償状況」に分けて、その内容を公表しています。

脳・心臓疾患に関する事案は、請求件数が784件で前年度比152件減、支給決定件数は194件で同22件減となり、全体としては改善がみられています。

精神障害に関する事案については、請求件数が2051件で同9件減、支給決定件数は608件で同99件増となっております。請求件数はわずかに減っているものの、支給決定件数は過去最高となっております。

裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は1件、また精神障害の支給決定件数は6件で、すべて専門業務型裁量労働制対象者に関する支給決定でした。

運送業においては「脳・心臓疾患に関する事案」(いわゆる「過労死」)が大きな問題となっており、早急な取り組みが求められます。

具体的には、①拘束時間が月間293時間の原則の上限において約100時間の労働時間の延長が可能、②拘束時間が月間320時間の特例の上限においては約127時間の労働時間の延長が可能であり、改善基準告示の拘束時間の限度を遵守していても、過労死の認定対象となってしまうこととなります。

一方で運転者の高齢化が進み、40歳以上の割合が増加していることもあり、過労死リスクが大きくならざるを得ない状況にあります。

こうしたことを防ぐためには、①令和6年4月以降に適用される時間外労働の上限・年960時間以内をいち早く達成し、月80時間を超える時間外労働がないようにすること、②運転者の健康管理にこれまで以上に取り組みることが必要となります。

過労死を発生させると、行政処分の対象となる可能性が高く、事業の継続を危うくすることにもなりかねません。このため、企業の最重要テーマとして取り組みを行う必要があります。

## ポケット



7月に入り、今年も折り返しの時期を迎えた。コロナ禍で個々のライフスタイルの変化は、物流業界にも影響を及ぼしている。EC(電子商取引)物流の進展はその最たるものだが、多くの利用者がその便利さを知り、コロナが終息しても、その勢いは衰えないだろう。

### 安全への担保



まちかど写真家 筑峯 総太

送約款や事業法が改正され、事業者にとって有益な法整備が進められてきた。そして、改正事業法に基づく「標準的な運賃」の届出は、働き方改革を進めるための手だてとして導入されたものである。

しかし、蓋を開けてみると、その届出状況は必ずしも進展しているとはいえない。国土交通省のまとめによると、6月末現在の「標準的な運賃に係る届出件数」は、大都市圏ほど低い傾向を示している。届出率は関東では7.7%、近畿で13.9%、中部が19.8%にとどまる。

一方、届出率が高いエリアは、四国が73.0%、次いで中国が48.7%である。都道府県別では高知が90.8%と最も高く、次いで愛媛が81.2%となっている。

一方、届出率が高いエリアは、四国が73.0%、次いで中国が48.7%である。都道府県別では高知が90.8%と最も高く、次いで愛媛が81.2%となっている。

一方、届出率が高いエリアは、四国が73.0%、次いで中国が48.7%である。都道府県別では高知が90.8%と最も高く、次いで愛媛が81.2%となっている。

### 熟語のスケルトン

リストの漢字各2文字をピッタリの熟語となるように空欄のマスに入れます。リストの漢字を全部入れて、最後に二重マスにできる4文字熟語が答えです。

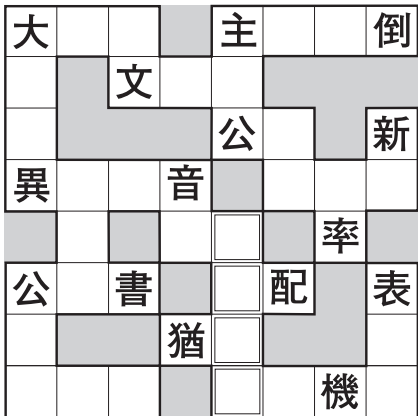
【リスト】

園芸 気予 玄関 語文 式戦 同小  
客転 化人 口同 食漢  
術家 能人 報道 楽天

【解答】



by 草野 公平



### 応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。  
☆ インターネットでの応募も可能です。  
<https://www.totokyo.or.jp/>  
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ 解答フォーム」へ。

●宛先  
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8  
(一社)東京都トラック協会  
総務部広報G「トラック時報」係  
●締め切り  
7月末日(正解は8月10日号に掲載)  
★6月10日号「漢字の熟語しりとり」の正解は「大器晩成」でした。

### 三丁目

世間は何かと騒がしく、どうも落ち着かない感否めない。そう思わせるのはコロナ禍のせいばかりではなく、世間を騒がせる出来事がいろいろと起きている。◆報じられるニュースも悲しい内容が多く、不幸に遭った人には同情するにあまりあることだらけである。その上、折しも、ジトジトとした季節でもあり、人の気持ちをなおさら湿らせてしまう。◆災害はいっ起ころか分らない。それも想像をはるかに超えて大きな被害をもたらす。特にわが国では所を選ばず、毎年、確実に襲ってくる。風であつたり、雨であつたり、また北、南と千差万別に広範囲に襲来する。◆自然豊かな、四季折々の恵みをもたらす日本列島は、豊かさ故の現象として酷い仕打ちを受ける。年中、寒いとか暑いとかといった、季節のこない国々とは比較にならない変化を受けている。古代より続いていることで、その受け方は十分に分かつていないにしても、急激な変わり方には対応しかねる。◆尊大にも「自然を克服した」などとはいえるものではない。緩やかに変化してもらわないと、困るのである。